明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○港則法施行令の一部を改正する政令（二三三）
○労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（二三四）
○防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令（二三五）

〔省　令〕

○港則法施行規則の一部を改正する省令（**国土交通**六五）

〔告　示〕

○貸金業法施行令第一条の二第四号の規定に基づき代行会社を指定する件の一部を改正する件（**金融庁**四三）
○基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する件（**総務**三一三）
○日本国に帰化を許可する件（**法務**二八五）
○出願公表後に品種登録出願が拒絶された件（**農林水産**二三六七）
○水路測量の実施に関する件（**海上保安庁**一六一）
○大阪咲洲船舶通航信号所に関する告示の一部を改正する件（**同**一六二）

〔人事異動〕

公正取引委員会　二

〔皇室事項〕　二

〔官庁報告〕

官庁事項　三

会計検査院法施行規則第八条第一項の規定に基づき、院長が欠けたとき又は事故のあるときに、その職務を代わって行う検査官を定めた件（会計検査院公示二）　三

公聴会

国指定森吉山鳥獣保護区森吉山・太平湖特別保護地区の指定に係る公聴会の開催について（環境省）　三
国指定和白干潟・多々良川河口鳥獣保護区の指定に係る公聴会の開催について（同）　四
国指定男女群島鳥獣保護区男女群島特別保護地区の指定に係る公聴会の開催について（同）　五

〔公　告〕

諸事項

官庁
有権者申出方関係　六
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　六
会社その他　六

本号で公布された法令のあらまし

◇港則法施行令の一部を改正する政令（政令第二三三号）（国土交通省）　七

1　金沢港及び田辺港の区域を変更することとした。（別表第一関係）

2　八代港の区域を変更するとともに、同港を特定港とすることとした。（別表第一及び別表第二関係）

3　この政令は、平成二五年九月一日から施行することとした。ただし、2については、同年一〇月一日から施行することとした。　七

◇労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（政令第二三四号）（厚生労働省）　七

1　名称等の表示の対象となる物の追加

譲渡又は提供時にその名称等を表示しなければならない物として、一・二―ジクロロプロパン及び一・二―ジクロロプロパンを含有する製剤その他の物（以下「一・二―ジクロロプロパン等」という。）を追加することとした。（第一八条関係）　七

2　健康診断を行うべき有害な業務の追加

有害な業務に従事する労働者及び有害な業務に従事させたことのある労働者で現に使用しているものに対して行う健康診断の対象業務として、一・二―ジクロロプロパン等を製造し、又は取り扱う業務を追加することとした。（第二二条第二項関係）　七

3　健康管理手帳を交付する業務の追加

都道府県労働局長が健康管理手帳を交付する業務に、一・二―ジクロロプロパンを取り扱う業務（厚生労働省令で定める場所における印刷機その他の設備の清掃の業務に限る。）を追加することとした。（第二三条関係）　七

4　特定化学物質の追加

特定化学物質の第二類物質に、一・二―ジクロロプロパン等を追加することとした。（別表第三関係）　七

5　適用除外

一・二―ジクロロプロパン等を製造し、又は取り扱う業務のうち、厚生労働省令で定める業務については、作業主任者の選任をすべき業務、作業環境測定を行うべき業務及び健康診断を行うべき有害な業務の対象としないこととした。（第六条、第二一条及び第二二条関係）　七

6　施行期日等

この政令は、平成二五年一〇月一日から施行することとした。　七

◇防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二三五号）（防衛省）　七

1　地方公共団体に対する土地の無償使用に係る施設の範囲を拡大することとした。（第一一条関係）　七

2　この政令は、公布の日から施行することとした。　七